

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第1回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和7年6月27日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第1回説明会アジェンダ

アジェンダ

- I. はじめに [5分]
- II. 事業計画書作成のための必須事項説明 [100分]
- III. 事務連絡 [5分]

実施要領

- 開催日時：
 - 6月27日（金）14:00～16:00
- 開催場所・会議方式：
 - Web会議
- 参加者：
 - 市区町村、都道府県
 - 厚生労働省
 - 事務局 三菱総合研究所（厚労省支援事業者）
- 配布資料：
 - 本資料

はじめに・・・自治体説明会の目的

自治体説明会のゴール

- 改正予防接種法施行に向けて適切な情報提供を行うことで、各自治体がデジタル化の時期を適切に判断できるようにする
- 特に令和8年度中にデジタル化する自治体に対しては、令和8年度当初予算編成作業に間に合うよう、夏までに必要な情報提供を完了し、適切に準備を進められるようにする

進め方

- 6月下旬から7月上旬にかけて、計3回の説明会を実施する予定。
- 第1回及び第2回の説明会では、各自治体がデジタル化の時期を判断するために必要な情報を提供させていただき、第2回説明会終了後に、デジタル化の時期等に係る事業計画書の提出を依頼させていただく。
- 3回の説明会終了後は、令和8年度中にデジタル化予定の自治体に対して、デジタル化のためのフォロー（※）を適宜実施させていただく予定。

※集合契約アカウントの発行やデータ移行の時期等のスケジュール立て、各種システムの使用方法説明 等

はじめに・・・自治体説明会の進め方・スケジュール

第1回説明会

事業計画書作成のための 必須事項説明①

- 予防接種事務デジタル化の背景・目的(これまでの説明の振り返り)
- デジタル化を実現するために必要なタスク一覧とスケジュール
- 各タスク# 1～# 13の説明

第2回説明会

事業計画書作成のための 必須事項説明② 及び 事業計画書の作成依頼

- タスク# 15・# 16の説明
- デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
- 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
- アンケート及び事業計画書の提出について
- 質疑応答

第3回説明会

その他周知事項の説明及び 先行実施の状況報告

- 第1・2回説明会にて把握した意見・懸念・質問のうち、重要性の高い事項に係る回答
- 改正予防接種法について
- 先行実施の状況報告
- その他
- 質疑応答

6月27日
本日

6月30日

7月4日

- 1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的
(これまでの説明の振り返り)**
- 2. 本説明会資料における用語の説明**
- 3. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 4. 各タスクの説明 (# 1～5、# 7～13)**

1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的
(これまでの説明の振り返り)

2. 本説明会資料における用語の説明

3. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール

4. 各タスクの説明（# 1～5、# 7～13）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)の概要

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市区町村に協力を求めることとし、都道府県と市区町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み(公費負担医療)を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家(IHEAT)や専門的な調査研究、試験検査等のための体制(地方衛生研究所等)の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市区町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる仕組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。等
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等)

(1) 臨時接種類型の見直し等

- ・ 疾病のまん延予防上緊急の必要がある場合に、厚生労働大臣が都道府県知事又は市区町村長に指示し、臨時接種を行う類型を設ける。住民の生命・健康に重大な影響を与える疾病に係る臨時接種の費用負担は全額国負担とする。
- ・ その他、円滑な接種の実施、ワクチンの確保等のための所要の措置を講ずるための規定を設ける。

(2) 予防接種事務のデジタル化等

【オンライン対象者確認の導入】

- ・ 医療保険におけるオンライン資格確認と同様に、個人番号カードによる接種対象者の確認の仕組みを導入する。

【予防接種データベースの整備】

- ・ 予防接種の有効性及び安全性の向上を図るための調査・研究を行うため、自治体の予防接種の実施状況及び副反応疑い報告に係る情報を含む匿名予防接種データベースの整備し、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）等との連結解析を可能とする。
- ・ 匿名予防接種データベースの情報の大学、研究機関等への提供に関する規定（情報利用者の情報管理義務等）の整備を行う。

(2) - 1 予防接種事務のデジタル化等

現状

① 予防接種実施事務について

- 自治体は紙の予診票や接種券を接種対象者に送付。
- 医療機関（接種会場）は費用請求のため紙の予診票及び請求書を市区町村に送付。
- 自治体が紙の予診票をもとに予防接種台帳に接種記録を入力。

② 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究について

- 厚生労働省は、自治体が実施する予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を把握できない。
- 予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤がない。

オンライン 資格確認の 基盤を活用

改正後

① 予防接種実施事務の効率化

- 医療機関が個人番号カードを用いたオンライン対象者確認を実施するなど、予防接種事務をデジタル化。
- オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、自治体の接種記録の管理、自治体及び医療機関の費用請求・支払事務の効率化

② データベースの構築による効率的・効果的な調査・研究を可能とする

- 自治体は予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を厚労大臣に報告しなければならないこととする（オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、上記の報告を効率化）。
- 予防接種の実施状況・副反応疑い報告の匿名データベース（予防接種データベース）を整備。NDB等との連結も可能に。
 - 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実。

デジタル化の概要

【接種対象者】 **予診票の電子化**により、何度も手書きする手間がなくなる。

接種勧奨の通知をスマートフォンで受け取ることができる。また、**過去の接種記録を参照**できる。

里帰り出産等の例外的な住所地外接種を希望する方の**事前申請等の現在の手続きが不要**となる。

【医療機関】 **電子的に過去の接種記録の確認や接種間隔等をシステムでチェック可能**となり、間違い接種防止に繋がる。

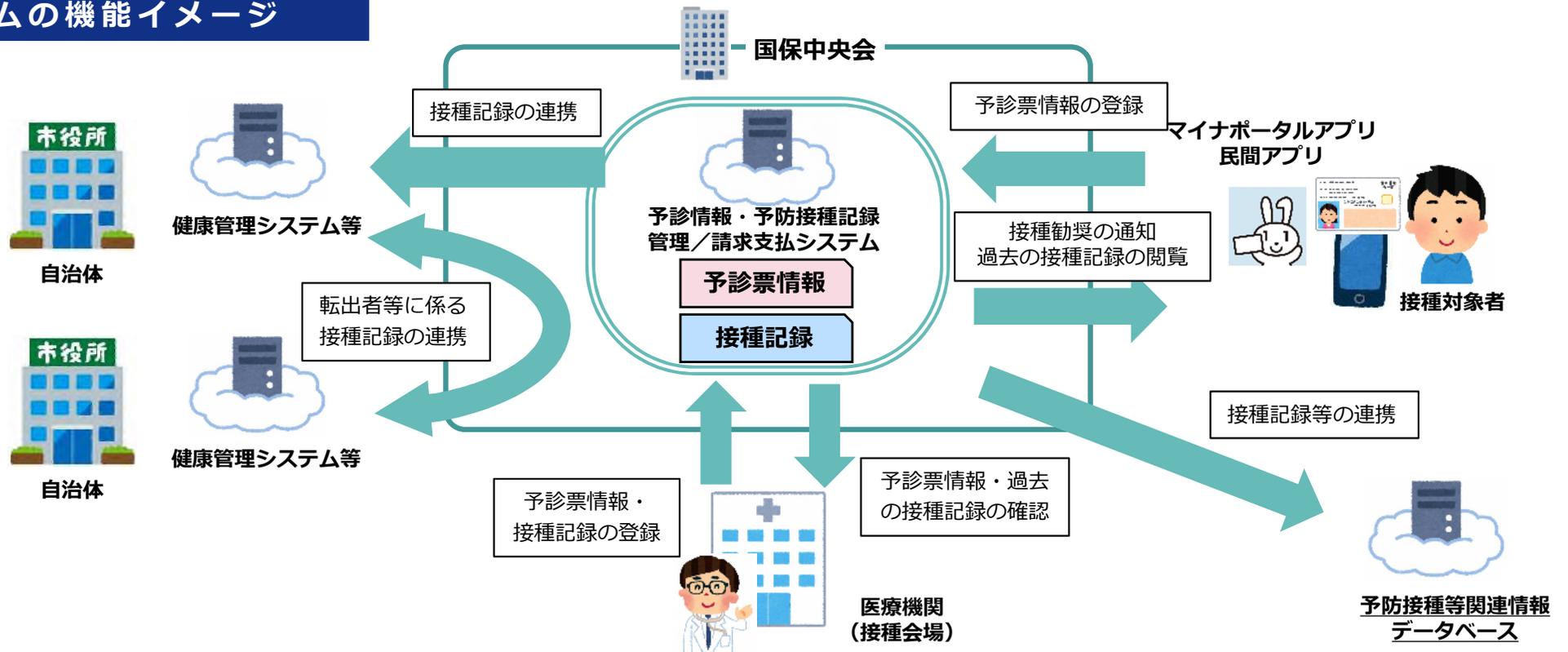
接種記録を電子的に登録することができ、**市区町村に紙の予診票や請求書の送付が不要**になる。

【市区町村】 接種対象者の**スマートフォンにデジタル予診票や接種勧奨のお知らせを送付**できる。

医療機関が電子的に登録した接種記録が市区町村に連携され、**接種記録のシステムへの入力が不要**となる。

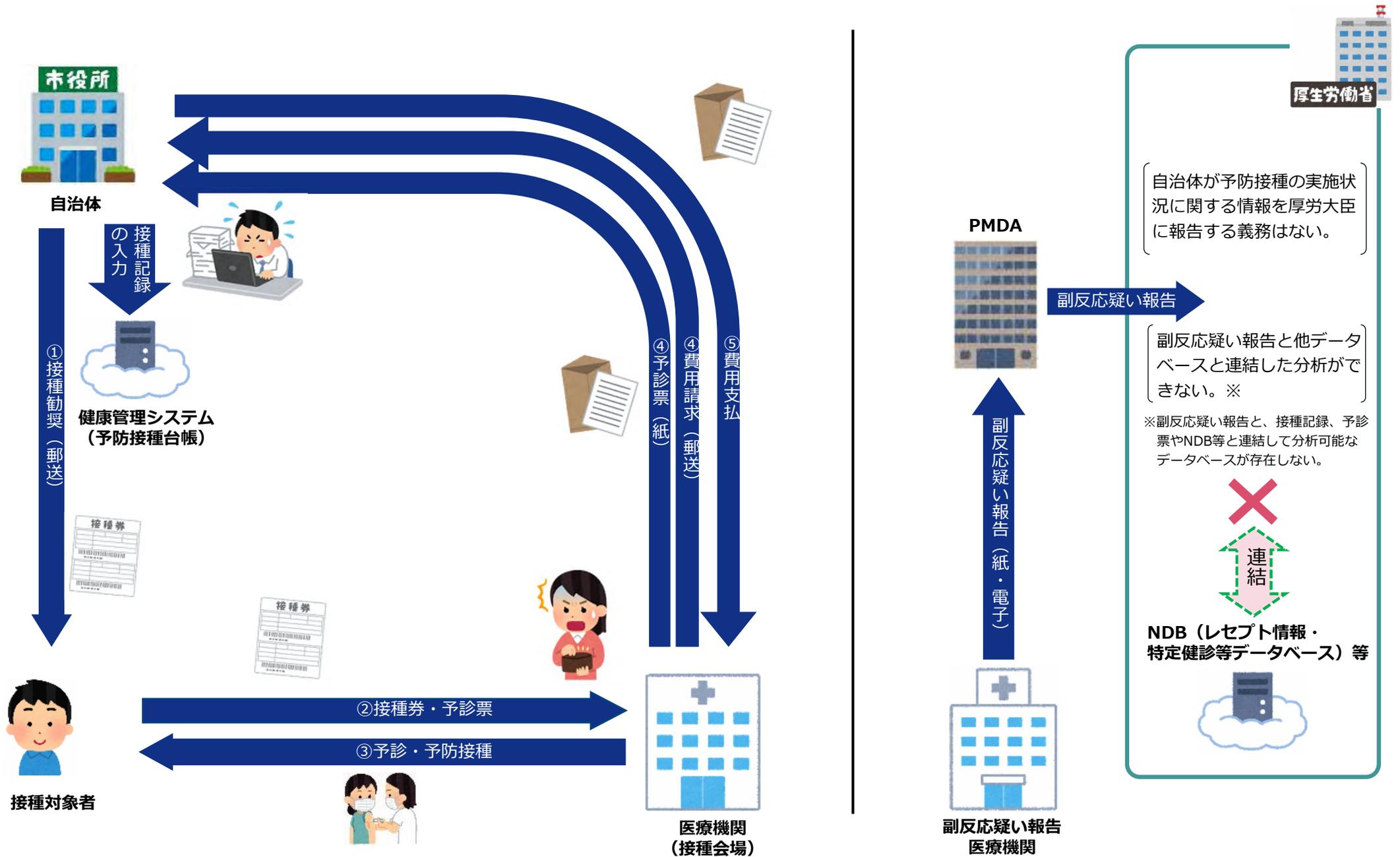
転出入があった場合でも、市区町村間で連携して住民の過去の接種記録を閲覧できる。

システムの機能イメージ



予防接種事務の運用フロー全体概要 1/2

-現状の紙ベースの運用



予防接種事務のデジタル化に関する全体スケジュール

予防接種事務のデジタル化に必要なシステム群に関しては、改正予防接種法の施行予定日である令和8年6月に向けて、現在、設計・開発に取り組んでいる。

所管	システム等	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度～
	マイルストーン		△健康管理システム 標準仕様書3.1版 (R7.1) 現在	△改正予防接種法の施行(R8.6) R8.6		
1	厚生労働省 ・ 予防接種等関連情報データベース		設計・開発		運用	
2	国保中央会 ・ 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム		設計・開発		運用	
	・ 予防接種集合契約システム		設計・開発		運用	
3	支払基金 ・ 医療保険者等向け中間サーバー等 ・ オンライン資格確認等システム ・ 履歴照会回答システム		設計・開発		運用	
4	デジタル庁 ・ マイナポータル ・ PMH (共通)		設計・開発		運用	
5	PMDA ・ 医療機関報告関係システム群 (①) ・ VDB連携システム (②) ・ 安全対策支援システム (②)		設計・開発 (①)		運用	
				設計・開発 (②)		運用
6	自治体 ・ 健康管理システム【標準仕様書2.0版以前】 ※先行実施に参加する自治体のみ	先行実施			デジタル化に伴い終了	デジタル化に移行し先行実施は終了
	・ 健康管理システム【標準仕様書3.1版以降】		設計・開発		導入・運用	全国運用

予防接種事務デジタル化の対象となる業務

※これ以降、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを「**予予・請求システム**」と呼称する。

#	業務	業務概要	関連システム	対応主体
A	予防接種対象者の登録・通知	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、健康管理システム等を利用し、住民情報及び予防接種に係る必要な情報※を登録する。 ※マイナンバー、予防接種対象者番号等 ・市区町村は、予予・請求システムを利用し、予防接種対象者又はその保護者へ勧奨を行う。 	健康管理システム マイナポータル 医療保険者等向け中間サーバー等 予予・請求システム	市区町村 国保連合会 国保中央会 支払基金 デジタル庁
B	予診票の記入・提出	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者又はその保護者は、マイナポータルを利用し、予診票への回答、又は紙の予診票への記入を行う。 	マイナポータル 予予・請求システム	国保連合会 国保中央会 デジタル庁
C	医師による予診・接種	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者又はその保護者は、マイナンバーカードを提示し、オンライン資格確認等システムを通じて、本人確認を行う。 ・医療機関職員は、民間アプリや医療機関内システムを利用し、予診情報、過去の接種記録等を閲覧し、予防接種の資格確認を行う。 ・医師は、予防接種対象者又はその保護者の同意に基づき、予防接種を実施する。 ・医師又は医療機関職員は、民間アプリや医療機関内システムを利用し、予予・請求システムに予診情報及び予防接種記録情報を登録する。 ・医療機関で自己負担が発生するワクチンの場合、医療機関職員は民間アプリや医療機関内システムを利用し、請求金額を確認の上、予防接種対象者より費用を徴収する。 	オンライン資格確認等システム 予予・請求システム	医療機関 国保連合会 国保中央会 支払基金 デジタル庁
D	請求・支払	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、予予・請求システムを利用し、医療機関が登録した予診情報及び予防接種記録情報を照会する。 ・市区町村は、予予・請求システムを利用し、予防接種記録情報を審査し、審査結果を登録する。 ・国保連合会は、市区町村による審査済の予防接種記録情報を基に請求書を作成し、市区町村へ請求を行う。 ・国保連合会は、市区町村からの支払財源を基に医療機関へ支払いを行う。 	予予・請求システム	市区町村 国保連合会 国保中央会

予防接種事務デジタル化対象となる業務

#	業務	業務概要	関連システム	対応主体
E	予防接種DBへの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種DBでは、匿名化した住民情報、予診情報、予防接種記録情報、副反応疑い報告情報等を収集し、管理する。 ・ 第三者提供等に係る依頼に基づき、予防接種等関連情報の抽出及び提供を行う。 	予予・請求システム オンライン資格確認等システム 履歴照会回答システム VDB連携システム 予防接種DB	厚生労働省 国保連合会 国保中央会 支払基金 PMDA
F	集合契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種委託先委任契約について、委託先となる医療機関は取りまとめ団体に契約を委任する。 ・ 接種委託元委任契約について、委託元である市区町村は取りまとめ団体に契約を委任する。 ※支払事務の委託契約は集合契約システムで取り扱わず、システム外で行う。	集合契約システム	医療機関 国保連合会 国保中央会 市区町村
G	副反応疑い報告 ・ 令和8年6月リリースの対象外 ・ 時期、方針は検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に来院した患者は、マイナンバーカードを提示し、資格確認を行う。 ・ 医師又は医療機関職員は電子カルテ等を利用し、報告受付システム群へ予防接種に係る副反応疑い報告を登録する。 	報告受付システム群 医薬品副作用・安全対策支援システム（統合システム） オンライン資格確認等システム	医療機関 PMDA

予防接種事務デジタル化対象となる業務

#	業務	業務概要	関連システム	対応主体
H	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住民又は市区町村は、予防接種記録の公表情報を閲覧する。 ・住民は、マイナポータルを利用して予防接種済証のダウンロードを行う。マイナポータルを利用できない住民は、市区町村へ依頼し、市区町村は、健康管理システム又は予予・請求システムを利用して予防接種済証を発行する。 ・市区町村は、母子保健情報、自治体検診情報を予予・請求システムへ連携する。 ・厚生労働省は、人口動態調査オンライン報告システムから媒体で受領した死亡情報を、予防接種DBに登録する。 ・間違い接種等により費用精算済の接種が過誤と判断された場合、接種事実に基づく接種記録の修正を行い、再度請求を行う事で、正しく精算する。 ・市区町村は、健康管理システムから自治体中間サーバーへ予防接種記録情報を連携する。 	健康管理システム 予予・請求システム マイナポータル 予防接種DB 自治体中間サーバー	市区町村 国保連合会 国保中央会

予防接種事務デジタル化の対象となる予防接種

予防接種事務デジタル化においては、定期接種、臨時接種、任意接種（自治体助成有り）を対象とする。

No	類型		予防接種事務デジタル化対象	予防接種DB管理対象	備考
1	定期接種		対象	対象	
2	臨時接種				
3	任意接種	自治体助成あり			
4		自治体助成なし	対象外※	対象外※	※ 対象にできるかどうかは、今後、検討予定。

1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的
(これまでの説明の振り返り)
- 2. 本説明会資料における用語の説明**
3. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
4. 各タスクの説明 (# 1～5、# 7～13)

2. 本説明会資料における用語の説明

用語	内容
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入	標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。
デジタル化	健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、タスク# 1～16を実施（# 4・5は任意）した後、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。
過渡期	令和8年6月から健康管理システム標準仕様書3.1版の適合基準日である令和10年4月以降の今後定める時点までの間のこと。
予防接種サイト	支払基金のオン資との接続に利用しているオン請求ネットワークとつながっている医療機関内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。
民間アプリ（タブレット等）	現在の先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しているもの。

1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的
(これまでの説明の振り返り)
2. 本説明会資料における用語の説明
- 3. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
4. 各タスクの説明 (# 1～5、# 7～13)

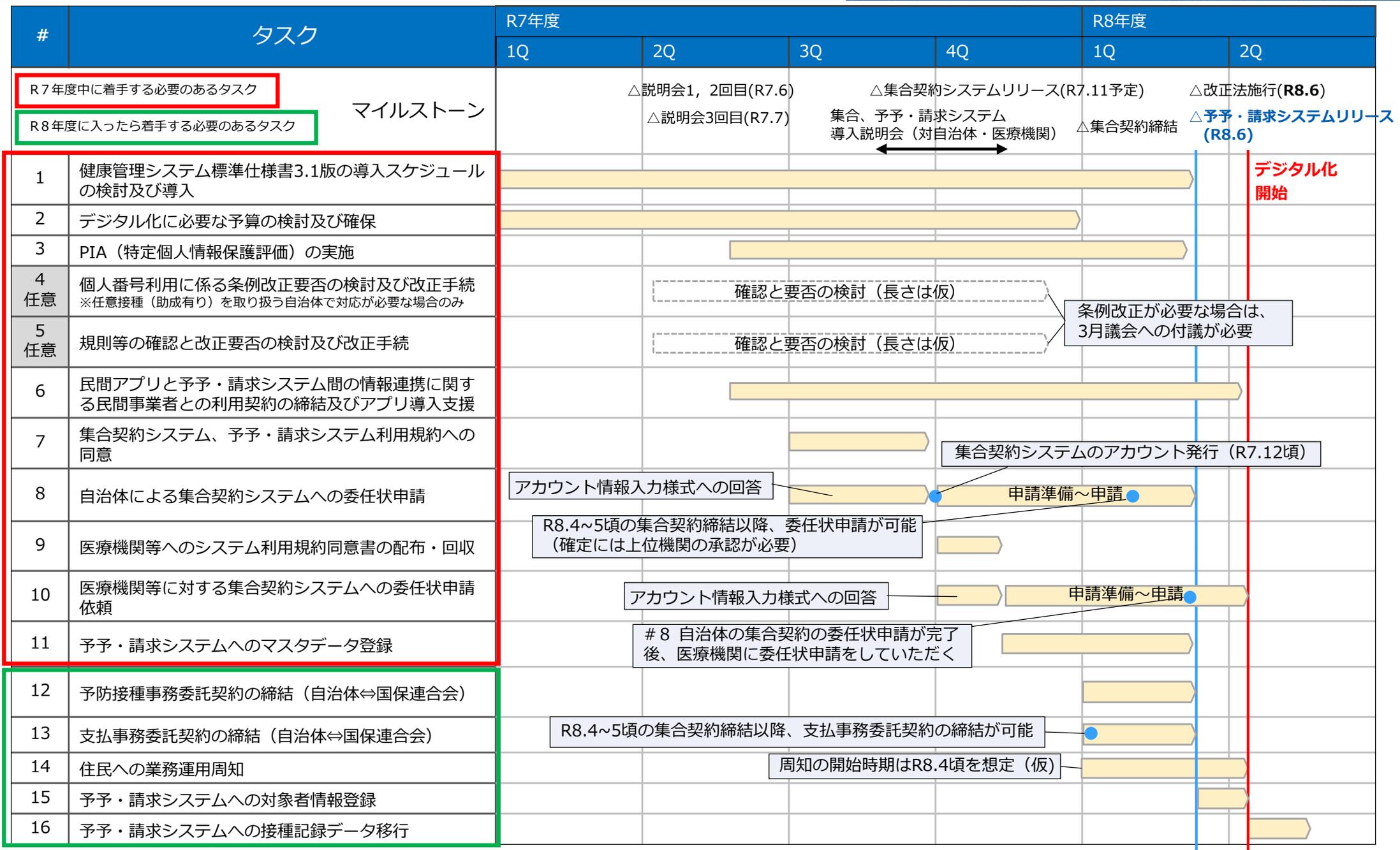
3. デジタル化するために必要なタスク一覧

- デジタル化するために、自治体には以下 # 1～16（# 4・5は任意）のタスクを実施していただく必要がある。
- 本説明会では、それぞれのタスクの内容について説明を行う。 ※現在準備中であり、整い次第、情報提供させていただく予定。

#	タスク	タスク内容	対応ページ
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールをシステムベンダと協議の上検討し、導入する	24-32
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保	デジタル化に必要な予算の検討を行い、予算を確保する	33-35
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	予予・請求システムの利用に伴うPIAを実施する	36-38
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ	任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事務として規定がない場合は、条例改正を行う必要がある	39-40
5 任意	諸規則の確認と改正要否の検討及び改正手続	デジタル化に伴う予防接種事務の運用変更内容と、自治体の諸規則との整合性を確認の上、改正要否を検討する。必要に応じて改正を実施する	41-43,56
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関して、民間事業者との利用契約を締結の上、医療機関でのアプリ導入の支援を実施する	※
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意	集合契約システム、予予・請求システムの利用規約に同意する	41-43,48
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請	集合契約システムに委任状申請を行う	41-45,50-53
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収	医療機関等に対して、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、国保中央会に提出する	41-45,49
10	医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼	医療機関等に対して、集合契約システムへの委任状申請を依頼する	41-45,54-55
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録	予予・請求システムに、対象の予防接種やサイトURL情報を登録する	57-58
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体⇔国保連合会）	国保連合会と予防接種事務委託契約を締結する	41-43,46
13	支払事務委託契約の締結（自治体⇔国保連合会）	国保連合会と支払事務委託契約を締結する	41-43,47
14	住民への業務運用周知	デジタル化後の運用の変更点に関し、住民及び医療機関に対して説明・周知する	※
15	予予・請求システムへの対象者情報登録	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	第2回
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行	予予・請求システムに、住民の過去の接種記録データを移行・登録する	第2回

デジタル化するための自治体スケジュール (最短でデジタル化する場合)

凡例 : 自治体必須作業
: 自治体任意作業



1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的
(これまでの説明の振り返り)
2. 本説明会資料における用語の説明
3. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
4. 各タスクの説明 (# 1～5、# 7～13)

タスク # 1

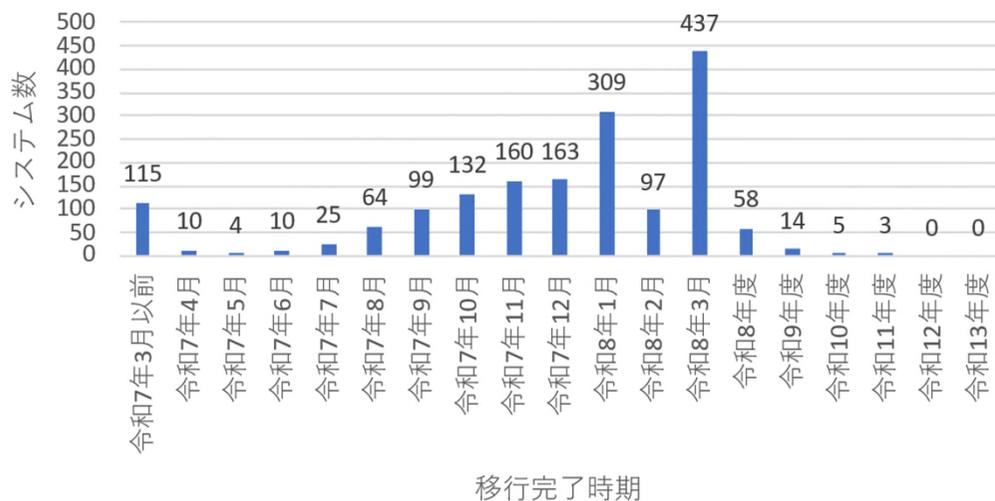
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュール の検討及び導入

デジタル化に必要な機能に関する適合基準日について

- 予防接種事務のデジタル化に必要な機能に関する**適合基準日**については「**令和10年4月1日**」とし、3.1版の改版に併せて1月末に公表。
- 厚生労働省としては、令和8年度から自治体において予防接種事務をデジタル化できるよう、令和8年6月までに必要となる各種システム群（予予・請求システム等）の整備を進めているところであり、6月30日の**第2回自治体説明会実施後に、デジタル化の時期等に係るアンケート回答、事業計画書の作成を依頼**させていただく予定。
- ご参考までに「地方公共団体情報システムの標準化に関する移行スケジュールの調査」の結果をみると、健康管理システムについては、**1,741自治体（未回答36自治体含む）のうち1,625自治体（93.3%）が、令和8年3月までに標準準拠システムへの移行が完了する見込み**であり、標準準拠システム移行完了後にデジタル化に向けたシステム改修が進むものと想定している。

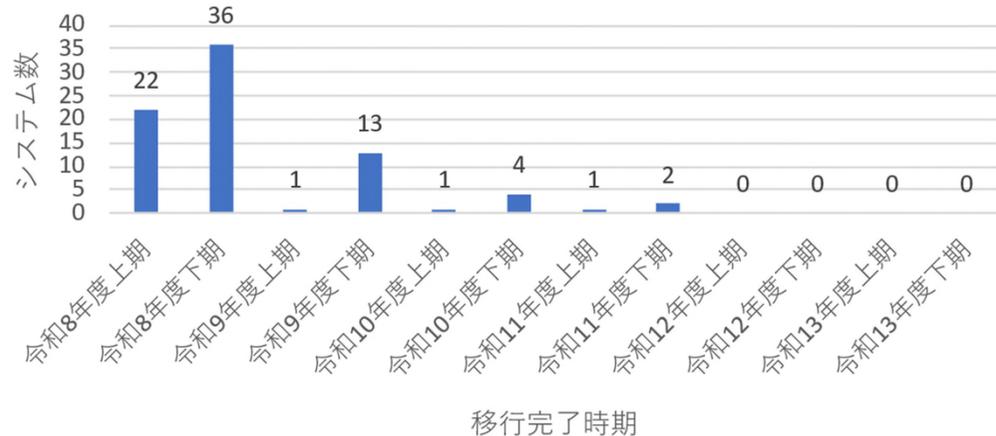
「地方公共団体情報システムの標準化に関する移行スケジュールの調査」結果（R6.11月総務省・デジタル庁実施）

移行完了時期（健康管理）



移行完了時期

（健康管理（令和8年度以降））

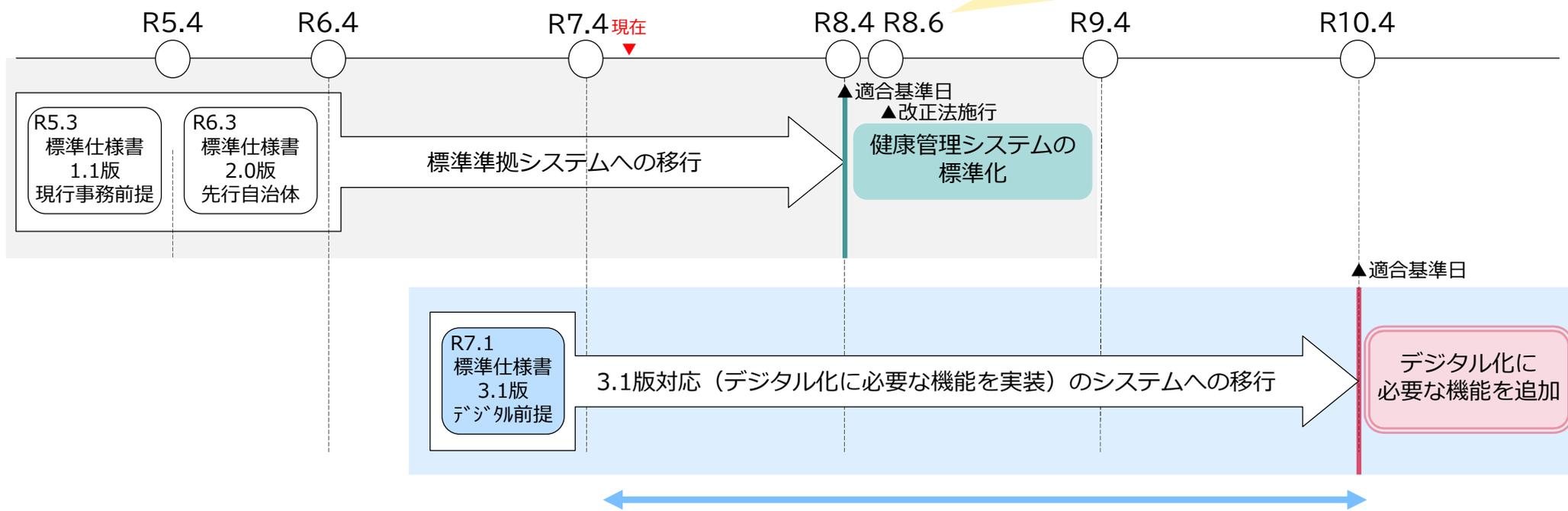


デジタル化に必要な機能に関する適合基準日（イメージ）

Q R8.6に改正予防接種法が施行されると、第23条第2項（次ページ参照）の規定により、自治体は定期的予防接種等の実施状況に関する情報を厚労大臣に提供する義務が生じるが、R8.6時点でデジタル化できない自治体は義務違反になってしまうのか？

A 自治体が義務違反とならないよう、省令にて経過措置を設ける予定。（詳細説明は第3回説明会で実施予定）

【今後のシステム改修のスケジュール】



Q R8.6～R10.4の間は、自治体のデジタル化が段階的に進むことになるが、全国の医療機関と集合契約を締結できるのか？

A 過渡期における集合契約の対象範囲は、デジタル化対応自治体と当該自治体所在地内の医療機関のみとなる点に留意いただきたい。

各自治体においては、健康管理システムの標準化の取組状況も踏まえて、改修時期を検討いただく

改正予防接種法第23条及び第24条について

- 改正予防接種法第23条第2項において、市区町村又は都道府県知事は、予防接種の有効性及び安全性の向上を図るための調査及び研究に必要な情報を、国に対して提供しなければならないと規定している。
- 第24条では、第23条第2項及び第3項により提供された情報等を匿名化した上で、国は予防接種データベースを整備し、利用又は第三者提供をすることができると規定している。

○改正予防接種法（令和8年6月施行予定）

（予防接種の有効性及び安全性の向上に関する厚生労働大臣の調査等）

第二十三条 厚生労働大臣は、定期の予防接種等による免疫の獲得の状況に関する調査、定期の予防接種等による健康被害の発生状況に関する調査その他定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市区町村長又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、定期の予防接種等の実施状況に関する情報その他の前項の規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び研究の実施に関し必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するよう求めることができる。

（国民保健の向上のための匿名予防接種等関連情報の利用又は提供）

第二十四条 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名予防接種等関連情報（予防接種等関連情報（前条第二項及び第三項の規定により提供された情報並びに第十二条第一項の規定による報告に係る情報をいう。以下この項及び次条において同じ。）に係る特定の定期の予防接種等の対象者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる予防接種等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した予防接種等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名予防接種等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名予防接種等関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名予防接種等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報、感染症法第五十六条の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

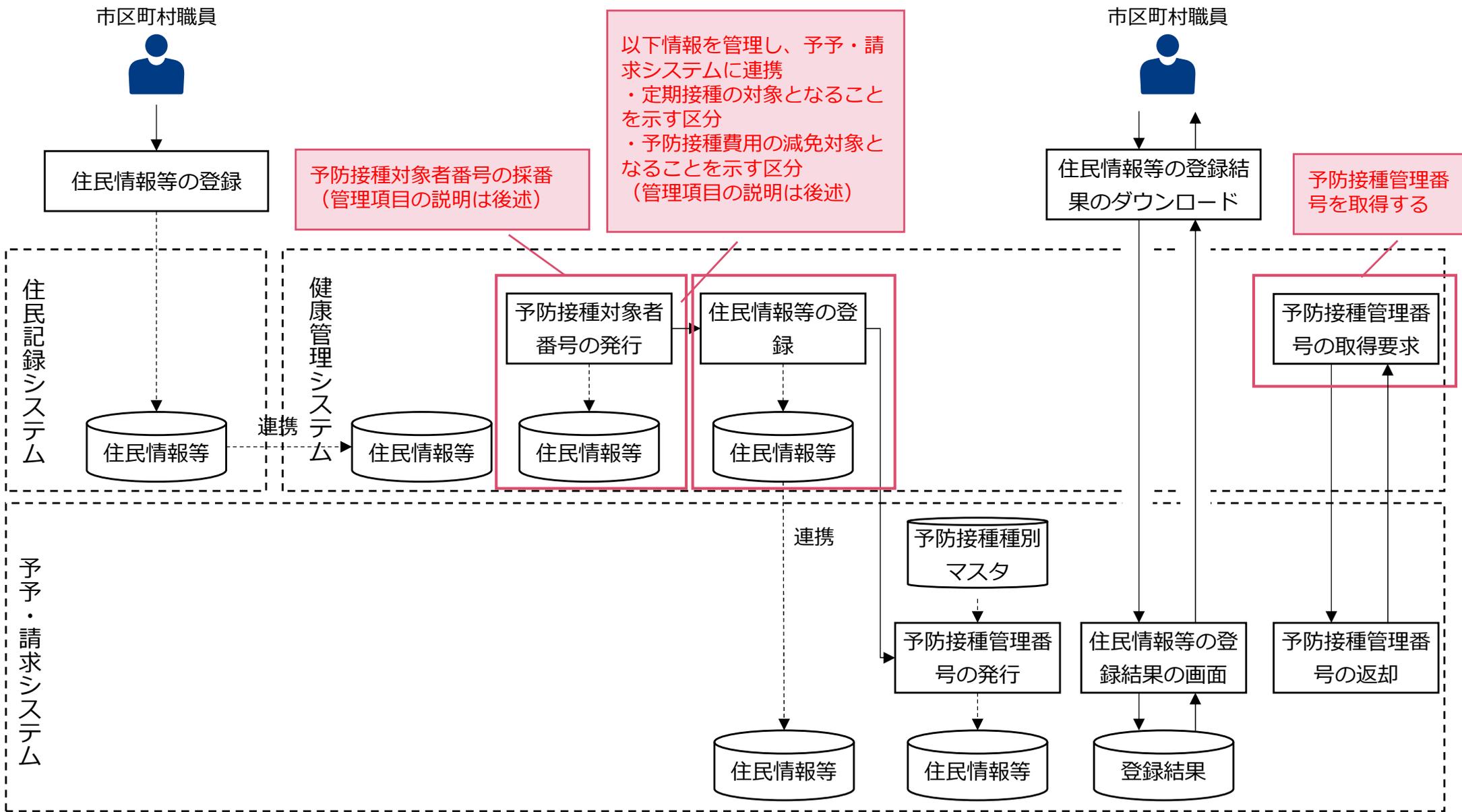
健康管理システムに係る運用フロー

予防接種デジタル化後、市区町村が実施する業務において、**健康管理システム**が関連するのは以下となる。

	業務	健康管理システムが関連する業務フロー
A	予防接種対象者の登録・通知	<ul style="list-style-type: none"> 住民の予防接種に関する情報を管理するためのID（予防接種対象者番号）を発行する 住民情報及び予防接種に係る必要な情報※を健康管理システムから予予・請求システムに連携する ※マイナンバー、予防接種対象者番号等
H	その他：接種済証の発行	<ul style="list-style-type: none"> 住民が市区町村へ依頼し、市区町村は、健康管理システムを利用して予防接種済証を発行する

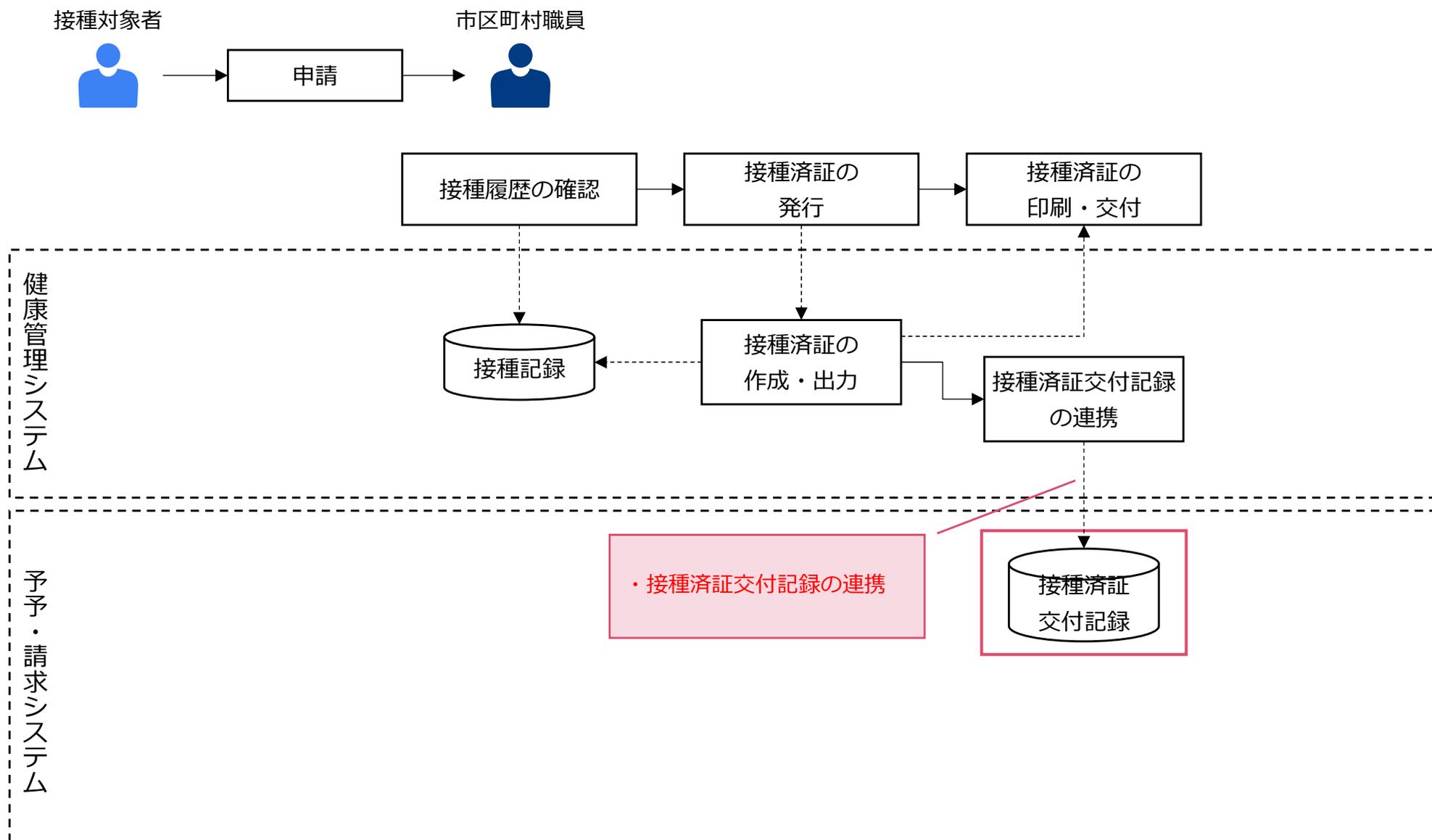
健康管理システムに係る運用フロー

【A】 接種対象者情報登録 … 接種対象者を管理する番号を発行して連携する



健康管理システムに係る運用フロー

【H】 接種済証 … 予防接種済証を出力する



管理項目概要 (1/2)

住民の予防接種に関する情報（住民情報・接種予定・接種記録）を管理するIDとして、予防接種対象者番号・予防接種管理番号を定義。

	予防接種対象者番号	予防接種管理番号 (A類)	予防接種管理番号 (B類)
定義	予防接種法第54条に基づく、予防接種管理における個人を特定する番号	予防接種 (A類) の種別・回数等を管理する番号	予防接種 (B類) の種別・回数等を管理する番号
発行体系	市区町村等コード+対象者番号	ワクチン種別+期+通し番号	ワクチン種別+期+西暦+通し番号
発行単位	住民 ※自治体ごとに新規発行	予防接種単位	予防接種単位
発行主体	健康管理システム	予予・請求システム ※発行後、健康管理システムへ管理情報を連携	予予・請求システム ※発行後、健康管理システムへ管理情報を連携
発行契機	住民情報登録時(出生・転入時等)	接種対象者番号の発行後	接種対象者番号の発行後

131016 + 000000000000000001

市区町村等コード(6桁) 対象者番号(15桁)
 ※広域連合の場合、広域連合コード(6桁) ※宛名番号等を想定
 ※広域連合の場合、上6桁が市区町村コードとなる

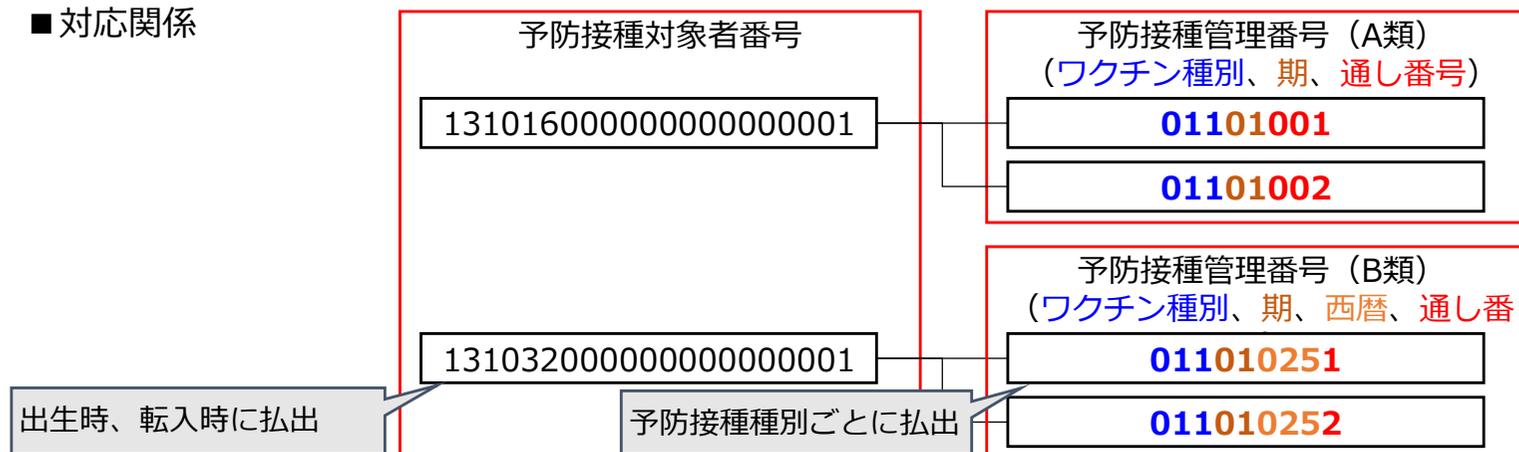
011 + 01 + 0001

ワクチン種別 期 通し番号

011 + 01 + 025 + 1

ワクチン種別 期 西暦 通し番号

■ 対応関係



管理項目概要 (2/2)

「定期接種の対象となることを示す区分」「予防接種費用の減免対象となることを示す区分」「通知対象外区分」を健康管理システムにて管理し、予予・請求システムへ連携する。

#	分類	項目	概要	運用方法
1	定期接種の対象となることを示す区分	高齢者定期接種判定区分	60～64歳で、B類定期接種の対象となることを示す	健康管理システムで該当/非該当を入力し、その情報を予予・請求システムに連携する（もしくは障害者福祉情報を連携する）
		長期療養区分	長期療養により、対象期間を過ぎても定期接種の対象となることを示す	健康管理システムで該当/非該当を入力し、その情報を予予・請求システムに連携する
		その他区分	造血幹細胞の臓器移植などの事情により、定期接種がリセット扱いになったことを示す	健康管理システムで該当/非該当を入力し、その情報を予予・請求システムに連携する
4	予防接種費用の減免対象となることを示す区分	生活保護区分	生活保護受給世帯のため定期接種費用が減免されることを示す	健康管理システムに連携されている生活保護情報を予予・請求システムに連携する
		非課税世帯区分	非課税世帯のため定期接種費用が減免されることを示す	健康管理システムに連携されている税情報を予予・請求システムに連携する
		中国残留邦人区分	中国残留邦人のため定期接種費用が減免されることを示す	健康管理システムで該当/非該当を入力し、その情報を予予・請求システムに連携する
		障がい者区分	障がい者のため定期接種費用が減免されることを示す	健康管理システムで該当/非該当を入力し、その情報を予予・請求システムに連携する
		その他免除区分（原爆手帳、公害医療手帳等）	その他条件により定期接種費用が減免されることを示す	健康管理システムで該当/非該当を入力し、その情報を予予・請求システムに連携する
9	通知対象外区分		勸奨通知を希望しない方へ付与する区分を示す	健康管理システムで該当/非該当を入力し、その情報を予予・請求システムに連携する

タスク # 2

デジタル化に必要な予算の検討及び確保

令和7年度予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）概要（案）

予防接種事務のデジタル化に当たり必要となる自治体の健康管理システムの改修を支援するため、市区町村に補助金を交付する。概要は以下のとおり。

実施主体

- 本事業の実施主体は市区町村（「特別区」を含む。）とする。ただし、本事業により健康管理システムの改修（※1）を行った上で、令和8年度中に予防接種事務のデジタル化に対応する市区町村（※2）に限るものとする。

※1 令和7年度中に、健康管理システムベンダと改修から予予・請求システムへのセットアップ・データ移行等に係る契約締結が必要。

※2 「予防接種事務のデジタル化に対応する」とは、改修した健康管理システムから予予・請求システムへ予防接種対象者情報を登録し、住民がマイナポータル上から予診票を記入できる状態になることをいう。

事業内容

- 市区町村の健康管理システムを、予防接種事務のデジタル化に対応した「健康管理システム標準仕様書（3.1版）」に適合させるために必要な、機能要件の追加等に係る改修及び導入作業を行う。
- また、これらの改修等を行った上で、予予・請求システムへのセットアップ・データ移行等（具体的な移行作業の内容は別途通知）を行う。

補助率

- 1 / 2

【お知らせ】

令和6年12月19日開催の自治体説明会資料（P48）においてお示した医療機関システム等の改修を支援するための補助事業については、医療機関システム等の改修スケジュールの見直しに伴い、令和7年度の事業実施は見合わせることにしたため、ご承知おき願います。

予防接種事務デジタル化に係る運用費用について

- 予防接種事務デジタル化に係る運用費用については、今般の予防接種事務のデジタル化が自治体等の事務負担・コストの削減及び住民の利便性の向上等に資する点を勘案し、定期接種の実施主体である自治体（市区町村）においてご負担をお願いしたいと考えている。
- 具体的には、予予・請求システム及び集合契約システム等の運用費用について、各自治体の人口1人当たり年額単価に応じた金額をご負担いただくことを考えている。具体的な負担額は精査中であるが、イメージとしては以下のとおり。
〔人口1人当たり年額単価のイメージ〕 **25 円程度**（精査中）
- また、医療機関と予予・請求システムとの間の情報連携については、当面、現在実施中の先行実施と同じ方法（※）を用いるが、全国展開に向けてその在り方を検討する中で費用負担に関しても議論する予定。その結果を踏まえて、当該費用も運用費用に加わる可能性がある。

※先行実施の自治体においては、民間事業者が開発したアプリ及びタブレットを利用して、情報連携を行っている。

タスク # 3

PIA（特定個人情報保護評価）の実施

PIAの実施について

- 本事業は特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務であり、特定個人情報保護評価（PIA）の実施が必要になるため、タスク# 15の予予・請求システムへの対象者情報の登録までにPIAを完了する必要がある。
- 本年9月には予予・請求システムを活用した情報連携に係る事務に関する特定個人情報保護評価書の雛型を提示する予定であることから、当該雛型を参考に、各自治体においてPIAを実施いただきたい。

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表に掲げる事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可。

事務の分割と統合の例

分割の例・・・予防接種（定期A・B・任意（助成有り））、予防接種（新型コロナ）
 統合の例・・・予防接種（定期A・B・新型コロナ・任意（助成有り））

所要期間（目安）

- 基礎項目評価：標準 1～2週間
- 重点項目評価：標準 1～1.5か月
- 全項目評価：標準6か月

※実施手順については、次ページでご確認いただきたい。

【参考】個人情報保護委員会「特定個人情報保護評価」
<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

PIAの実施について

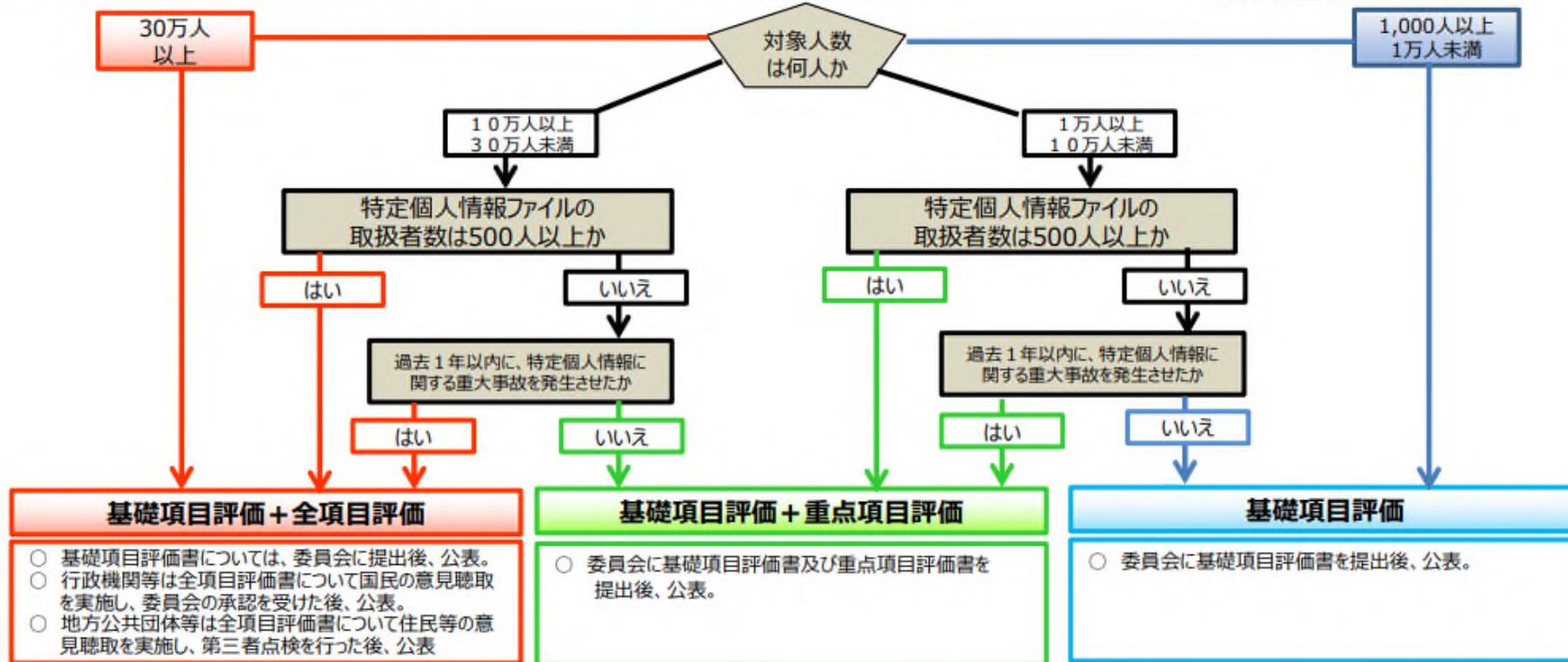
特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
- 特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ提出する際に、併せて提出する。特定個人情報保護評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施

しきい値判断

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、特定個人情報保護評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

タスク # 4

個人番号利用に係る条例改正



個人番号利用に係る条例改正について

任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事務として規定がない場合は、予予・請求システムへの対象者情報の登録開始前に、条例改正等を行う必要がある。

▶ 独自利用事務とは

マイナンバー（個人番号）の利用は、番号法に定められた事務に限定されていますが、番号法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）についてもマイナンバーを利用することができます。

【参考】[制度の概要\(独自利用事務\) | 個人情報保護委員会](https://www.ppc.go.jp/legal/dokujiriyoujimu/seido/)
<https://www.ppc.go.jp/legal/dokujiriyoujimu/seido/>

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
 （利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

マイナンバー（個人番号）を利用して、予防接種法に基づかない「任意接種（助成あり）」の事務を行う場合は、各自治体の個人番号条例において、独自利用事務として規定する必要がある。

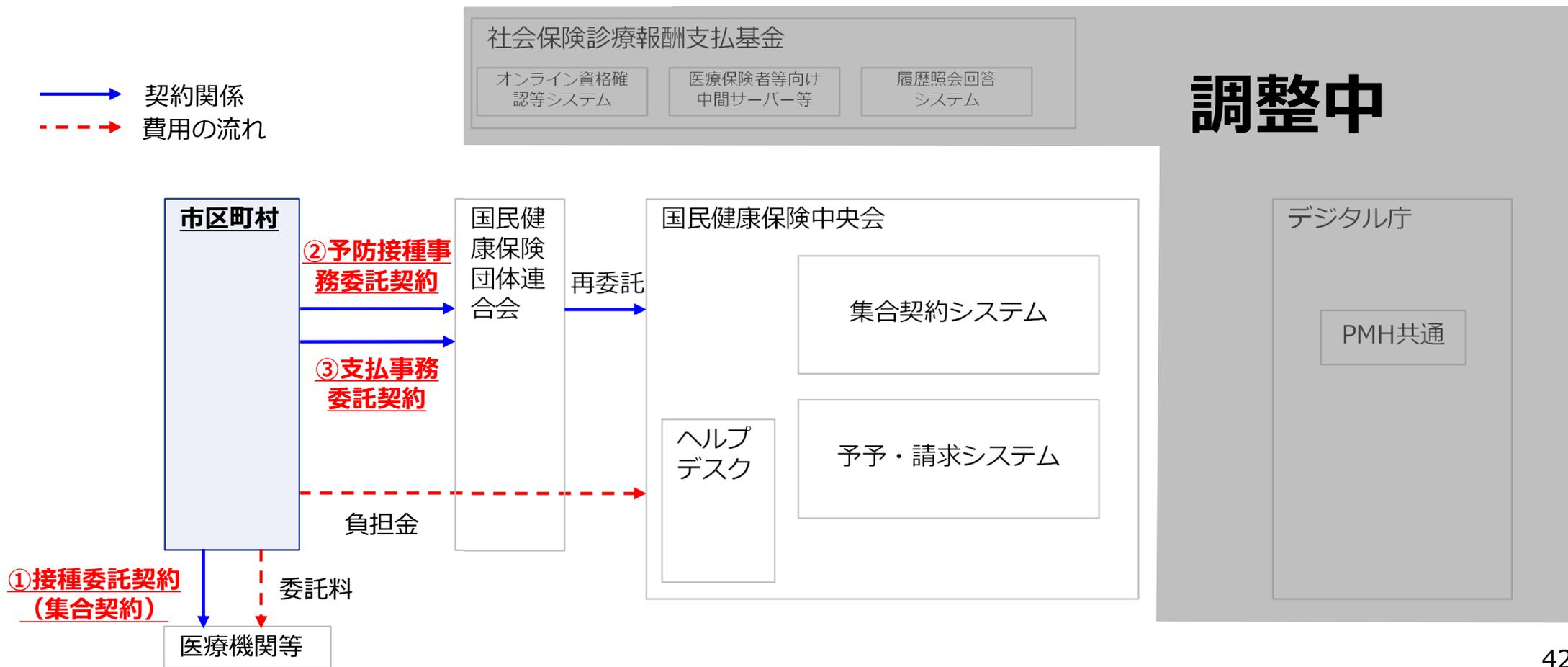
※現在においても、任意接種（助成あり）に係る事務においてマイナンバー（個人番号）を利用している場合は、独自利用事務として個人番号条例に規定しておく必要がある点にご留意ください。

タスク # 5、7～10、12、13（関連契約の締結等）

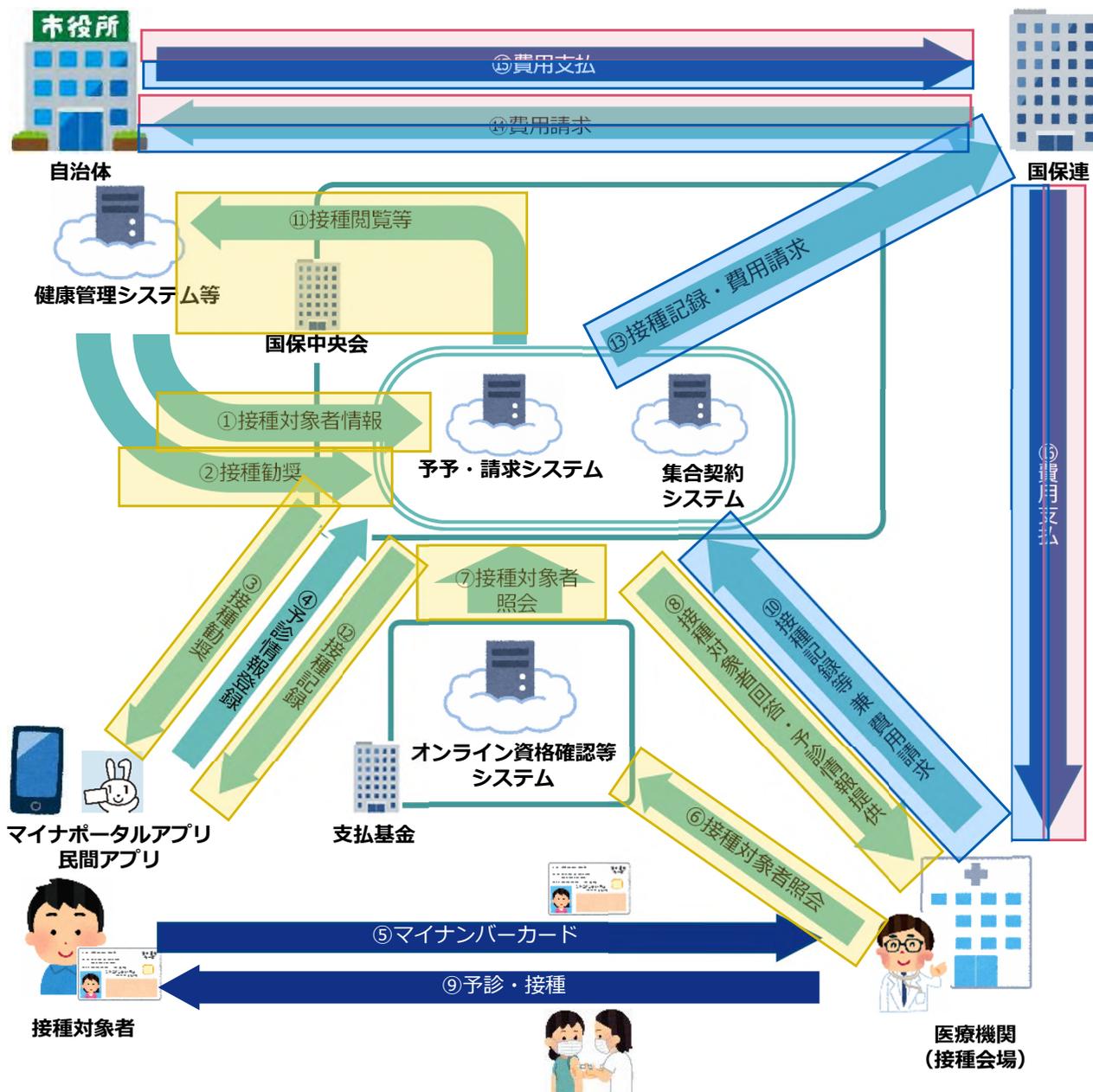
- ・ 関連契約の全体像
- ・ システムの利用規約の同意（自治体、医療機関）（# 7、# 9 関連）
- ・ 集合契約システムへの委任状の登録（自治体、医療機関）
（# 8、# 10 関連）
- ・ 各自治体内の規則等の確認と改正要否の検討（# 5 関連）

関連契約の全体像

- 予防接種事務デジタル化における契約及び費用の流れについて全体像を以下に示す。
- **全国の医療機関と全国の市区町村間で、①予防接種委託契約の集合契約を締結する。また市区町村と国保連合会の間で、②予防接種事務委託契約と③支払事務委託契約の2種類の契約を締結する。**
- なお、8月末を目途に、これらの契約書の案を市区町村に送付するので、内容を確認いただき、各市区町村の諸規則との整合等を確認いただくことを想定している。契約書の内容は全国一律となるため、各自治体のデジタル化のタイミング如何にかかわらず、この確認作業をもって、全自治体に締結いただく各種契約の内容は確定させる予定であり、ご留意いただきたい。



各業務と契約の対応関係



集合契約

- ⑩⑬ 医療機関から予予・請求システムを経由して国保連合会への記録登録兼費用請求
- ⑭ 国保連から自治体への費用請求
- ⑮ 自治体から国保連への費用支払
- ⑯ 国保連から医療機関への費用支払業務

予防接種事務委託契約

- ①③⑥⑦⑧⑪⑫

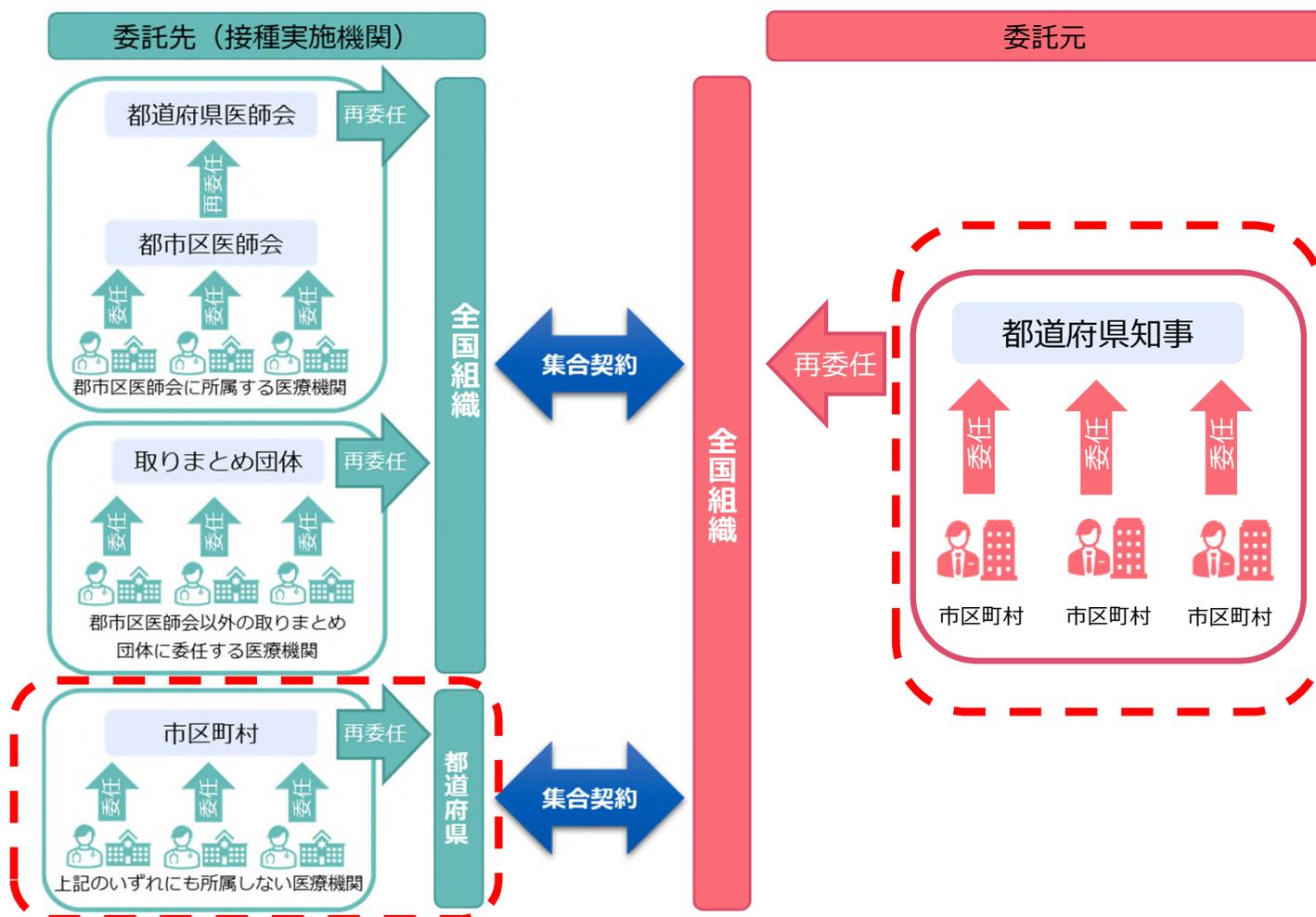
定期の予防接種等の実施事務等に係る、当該定期予防接種等の対象者、又はその保護者に係る情報の収集・整理・利用・提供に関する事務（特定個人情報の取扱いを含む）

支払事務委託契約

- ⑭ 国保連から自治体への費用請求業務
- ⑮ 自治体から国保連への費用支払業務
- ⑯ 国保連から医療機関への費用支払業務

予防接種委託契約（集合契約）の概要

- 風しん5期や新型コロナウイルスに係る予防接種委託契約と同様、全国の医療機関と全国の自治体間で、予防接種委託契約の集合契約を締結する。
- 市区町村は都道府県に集合契約システム上で委任状を申請する必要がある（下図右の赤枠）。
- また、市区町村は医師会等に所属しない医療機関からの委任状の申請を確認し、都道府県に再委任の申請を行っていただく予定（下図左下の赤枠）。
- なお、委任先や再委任先に関しては現在調整中であり、今後変更の可能性があるためご留意いただきたい。



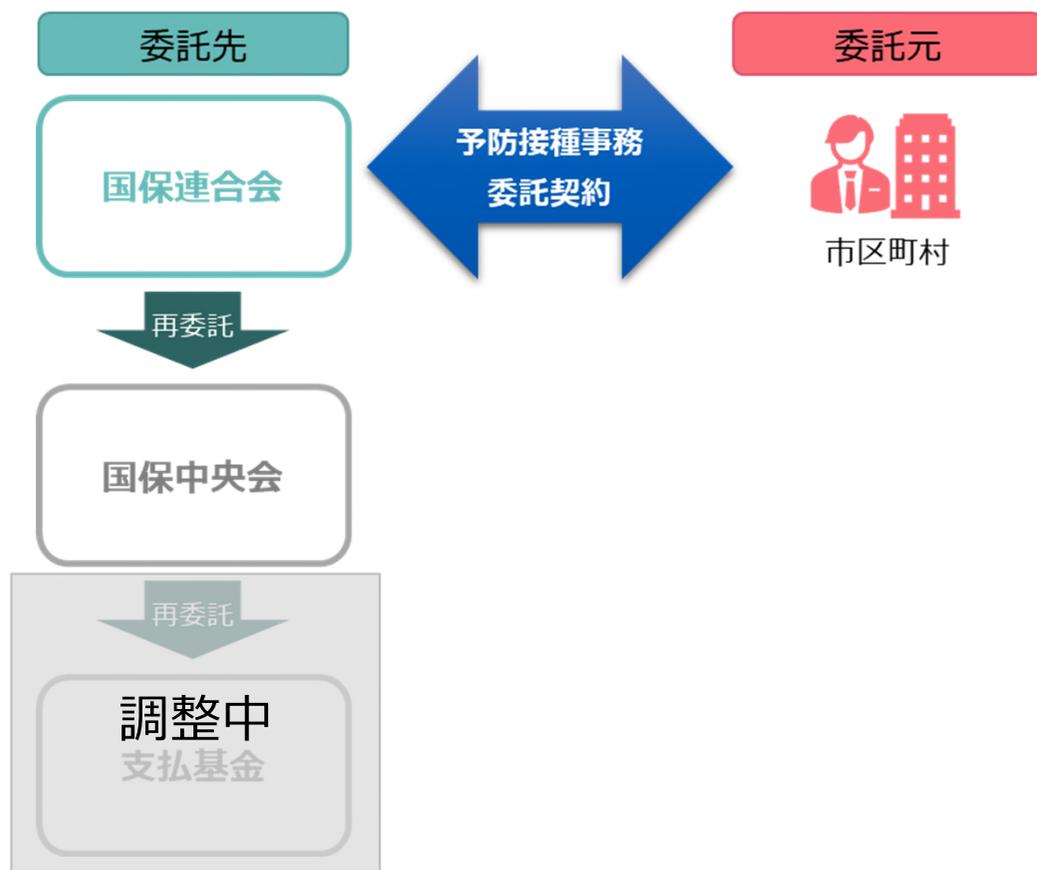
集合契約 集合契約の対象範囲（令和10年4月以降）

- 自治体は住民が管轄外の医療機関において予防接種を受ける場合においても、住民による事前又は事後の手続きがなくても委託料の支払いを当該医療機関に対して行うことができるよう、契約を希望する全国の医療機関と契約を締結するものとする。
- ただし、令和8年6月から健康管理システム標準仕様書3.1版の適合基準日である令和10年4月以降の今後定める時点までの間（過渡期）における集合契約の対象範囲は、デジタル化対応自治体と当該自治体に所在する医療機関のみとなる点に留意が必要。

契約範囲区分	アクション	定期接種	任意接種
医療機関側	契約締結	全市区町村一括選択 or 市区町村単位で選択可能	同左
	接種費用登録	不要	必要
自治体側	契約締結	全医療機関一括選択	全医療機関一括選択 or 自治体内医療機関のみ (所在地から自動判断)
	医療機関の契約解除	医療機関の所在市区町村が契約解除すると、全市区町村からも契約解除となる	同左
	委託（助成）単価登録	手技：予診のみ、時間帯（夜間等） 被接種者属性：年齢、生活保護、非課税世帯、 中国残留邦人 接種場所パターン：公営・私営、自自治体内外	同左

予防接種事務委託契約の概要

- 市区町村と国保連合会の間で、特定個人情報の取扱いを含む、定期の予防接種等に係る対象者等の情報の収集、整理、利用、提供に関する事務に係る契約を締結する。
- 市区町村は住所地を管轄する国保連合会と契約を締結する必要がある。



● 契約の概要

- 定期の予防接種等の実施事務等に係る、当該定期予防接種等の対象者やその保護者の情報を収集、整理、利用、提供するための事務（特定個人情報の取扱いを含む）を国保連合会に委託する契約

● 契約書の記載項目（一部）

1. 市区町村から国保連合会へ委託する事務の詳細について
2. 特定個人情報等の利用における遵守事項について
3. 例外事項や損害賠償、契約解除等について

支払事務委託契約の概要

- 風しん5期や新型コロナウイルスに係る接種委託契約と同様、市区町村と国保連合会の間で、予防接種委託費の医療機関への支払事務に係る契約を締結する。
- 市区町村は住所地を管轄する国保連合会と契約を締結する必要がある。



● 契約の概要

- 市区町村が実施する予防接種の対象者が、集合契約に加入する医療機関において、市区町村が集合契約で対象としている予防接種を受けた場合に、各市区町村から当該医療機関等への予防接種の費用支払を国保連合会に委託する契約

● 契約書の記載項目（一部）

1. 医療機関等から国保連合会への請求について
2. 国保連合会から市区町村への請求について
3. 市区町村から国保連合会、国保連合会から医療機関等への支払について
4. 例外事項や支払遅延時の損害金、契約解除等について

集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意

集合契約システムのアカウント発行（R7.12頃）までに、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約に同意していただく必要がある。



• システム利用規約の概要

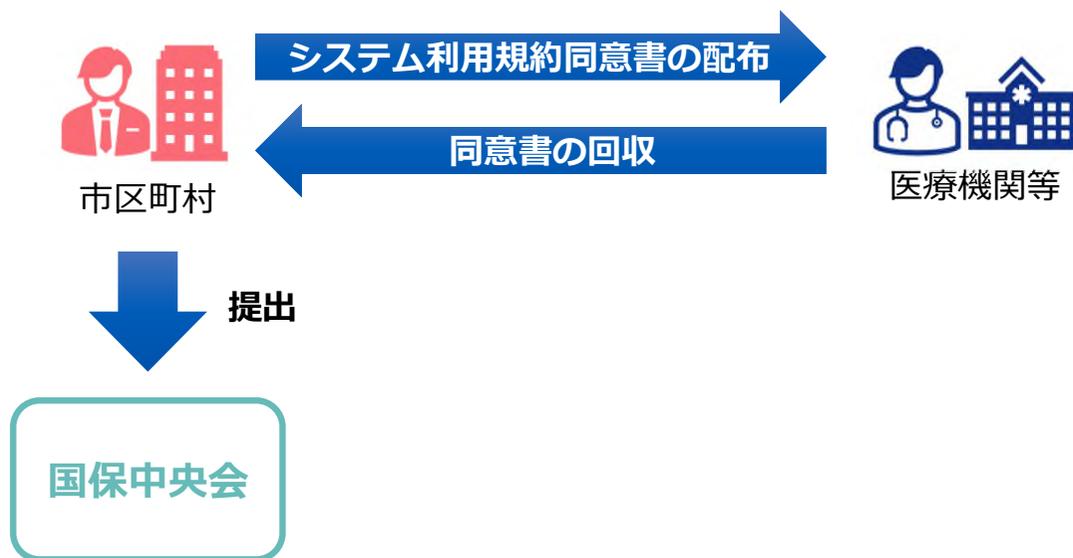
- 集合契約システム及び予予・請求システムのサービス内容に関して、サービス提供者である国保中央会が有する権利義務や、利用者である市区町村及び医療機関等が遵守すべき内容をまとめた規約

• 記載項目（一部）

1. 提供サービスの内容・範囲
2. ユーザー義務・禁止事項
3. システム利用停止・終了条件
4. その他（規約変更、問合せ窓口等）

医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収

市区町村から医療機関等に、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、回収したシステム利用規約同意書を国保中央会に提出する。



• システム利用規約の概要

- 集合契約システム及び予予・請求システムのサービス内容に関して、サービス提供者である国保中央会が有する権利義務や、利用者である市区町村及び医療機関等が遵守すべき内容をまとめた規約

• 記載項目（一部）

1. 提供サービスの内容・範囲
2. ユーザー義務・禁止事項
3. システム利用停止・終了条件
4. その他（規約変更、問合せ窓口等）

自治体による集合契約システムへの委任状申請 画面イメージ

自治体が集合契約システムにて委任状を登録、申請する際の画面イメージは以下のとおり。

• 左記イメージの基本情報の他、委任状申請時に入力が必要な項目（例）

- 取扱ワクチンの登録
- 委託料助成額の登録
- 接種対象条件の登録

※入力内容の具体は51～53Pを参照

集合契約 委託料・助成額について設定可能な項目【定期接種】

予防接種事務デジタル化において自治体に登録いただきたい単価情報は以下のとおり。

ワクチン販売名	期	接種場所パターン	対象者パターン	設定パターン		性別	設定可能な金額項目				
				接種方法	Not Null		金額項目	概要	Not Null		
ワクチン1 (例：トリビック)	1期	地域別1 (例：市内)	通常ケース	一律(予診・接種)	Yes	男女共通	委託料	基本委託料 (円)	基本委託料を設定する。	Yes	
ワクチン2 (例：DTビック)	2期	地域別2 (例：県内市外)	減免対象1 (生活保護)	一律(予診・接種) ※同時接種	No	男性のみ		+	年齢別 (円)	・年齢区分は、何歳何か月 又は学年指定の設定とし、 日別での管理は不要とする ・学年は、幼稚園年少から 入力可能とする ・負の値も入力可とする (委託料全体は負は不可) ・3種類まで設定可とする	No
ワクチン3 (例：ミールビック)		地域別3 (例：県外)	減免対象2 (非課税者・世帯)	予診のみ	No	女性のみ		+	時間帯別 (円)	①時間外加算、②休日加算 の2項目を登録可能とする (詳細は後段参照)	No
...		医療機関別1 (例：村営)	減免対象3 (中国残留)				その他	自己 負担額 (円)	被接種者の 自己負担額を設定する	No	
ワクチンN		医療機関別2 (例：予防接種センター)	減免対象4 (障がい)								
		医療機関別3 (例：医師会非所属)	減免対象5 (その他1～5) ※5個登録可								

集合契約 委託料・助成額について設定可能な項目【定期接種】

ワクチン代を安価にするため、市区町村又は郡市区医師会がワクチンを一括購入しているケースがある（例：横浜市等）。その場合には接種場所パターンと委託単価の設定が通常と異なるため、以下のとおり運用する。

ワクチン販売名	期	接種場所パターン	対象者パターン	設定パターン	性別	設定可能な金額項目
ワクチン1 (例：トリビック)	1期	地域別1 (例：市内)	通常ケース	接種方法 一律(予診・接種) Yes	男女共通	基本委託料 (円) + 年齢別 (円) + 時間帯別 (円) その他 自己負担額 (円)
ワクチン2 (例：DTビック)	2期	地域別2 (例：県内市外)	減免対象1 (生活保護)	一律(予診・接種) ※同時接種 No	男性のみ	委託料
ワクチン3 (例：ミールビック)		地域別3 (例：県外)	減免対象2 (非課税者・世帯)	予診のみ No	女性のみ	
⋮		医療機関別1 (例：村営)	減免対象3 (中国残留)			
⋮		医療機関別2 (例：予防接種センター)	減免対象4 (障がい)			
ワクチンN		医療機関別3 (例：医師会非所属)	減免対象5 (その他1～5) ※5個登録可			

ポイント①

ポイント②

- ケース① **市内の医療機関**にワクチン配布している場合
- ✓ 地域1で市内医療機関を設定し、市内医療機関においては **ワクチン代を除く、手技料のみの基本料金を設定する。**
 - ✓ 地域1以外の医療機関においては、 **ワクチン代と手技料の両者を含む、基本委託料を設定する。**
- ケース② **(郡市区) 医師会所属の医療機関**にワクチン配布している場合
- ✓ 地域1で市内医療機関を設定し、市内医療機関においては **ワクチン代を除く、手技料のみの基本料金を設定する。**
 - ✓ 医療機関別3で医師会非所属の医療機関を設定し、これについては、地域1以外の医療機関と同じく **ワクチン代と手技料の両者を含む、基本委託料を設定する。**

集合契約 委託料・助成額について設定可能な項目【任意接種】

予防接種事務デジタル化において自治体に登録いただきたい単価情報は以下のとおり。

ワクチン販売名	接種場所パターン	対象者パターン	設定パターン		性別	年齢	助成パターン※1	設定可能な金額項目			
			接種方法	Not Null				金額項目	概要	Not Null	
ワクチン1 (例：トリック)	× 地域別1 (例：市内)	× 通常ケース	一律 (予診・接種)	Yes	× 男女共通	× 年齢 or 学年の範囲	× 【パターン①】 定額助成 + 最低自己負担	助成額	基本助成額 (円)	基本助成額を設定する	※2
ワクチン2 (例：DTビック)	地域別2 (例：県内市外)	減免対象1 (生活保護)	予診のみ	No	男性のみ	【パターン②】 割合助成 + 上限付き助成 + 最低自己負担	+		時間帯別 (円)	①時間外加算、②休日加算の2項目を登録可能とする (詳細は後段参照)	※2
ワクチン3 (例：ミールビック)	地域別3 (例：県外)	減免対象2 (非課税者・世帯)			女性のみ	【パターン③】 割合助成 + 上限なし助成 + 最低自己負担	その他	最低自己負担額 (円)	被接種者の最低自己負担額を設定する	※2	
⋮	医療機関別1 (例：村営)	減免対象3 (中国残留)				【パターン④】 上限なし助成 + 最低自己負担		助成割合 (円)	n/mの形式で設定する (n, mは100以下の自然数) 四捨五入は予予で行うので、 分子・分母だけ登録する	※2	
ワクチンN	医療機関別2 (例：予防接種センタ)	減免対象4 (障がい)						上限額 (円)	上限助成額を設定する	※2	
	医療機関別3 (例：医師会非所属)	減免対象5 (その他1～5) ※5個登録可									

※1：任意接種（助成）のみ対象

※2：助成パターンによって必須項目が異なるので設計書を参照

医療機関による集合契約システムへの委任状登録 画面イメージ

医療機関が集合契約システムにて委任状を登録、申請する際の画面イメージは以下のとおり。

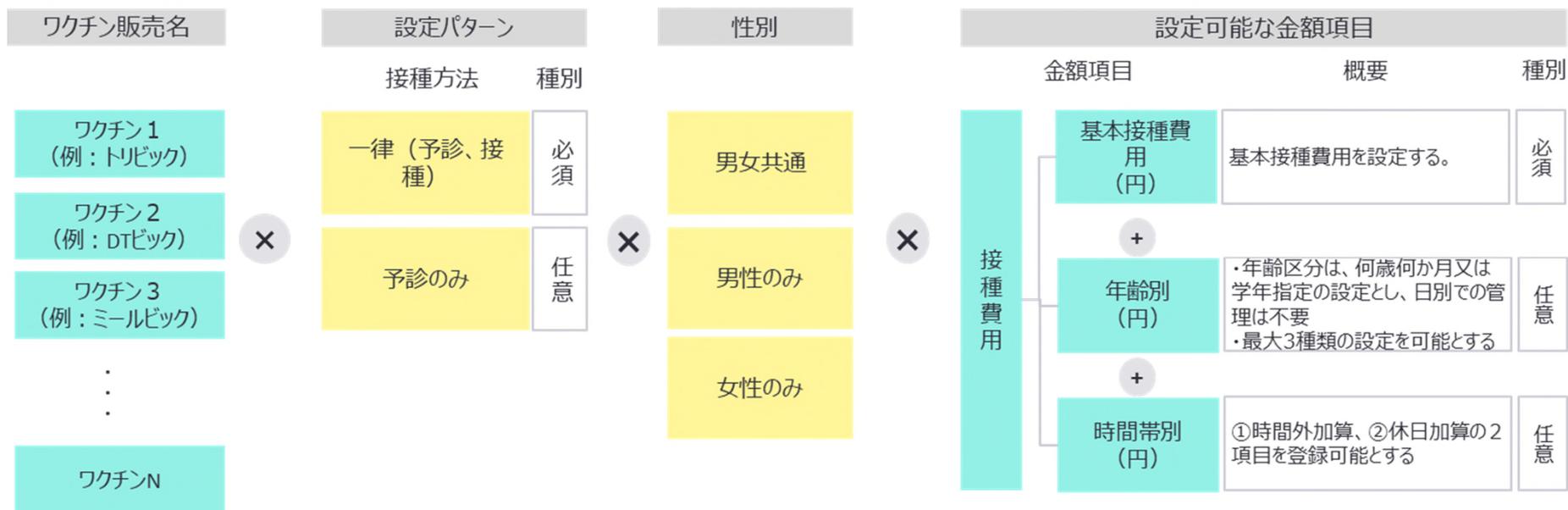
• 左記イメージの基本情報の他、委任状申請時に入力が必要な項目（例）

- 取扱ワクチンの登録
- 契約先自治体の登録
- 任意接種（助成）の接種費用の登録

※入力内容の具体は55Pを参照

集合契約 委託料・助成額について設定可能な項目【任意接種】

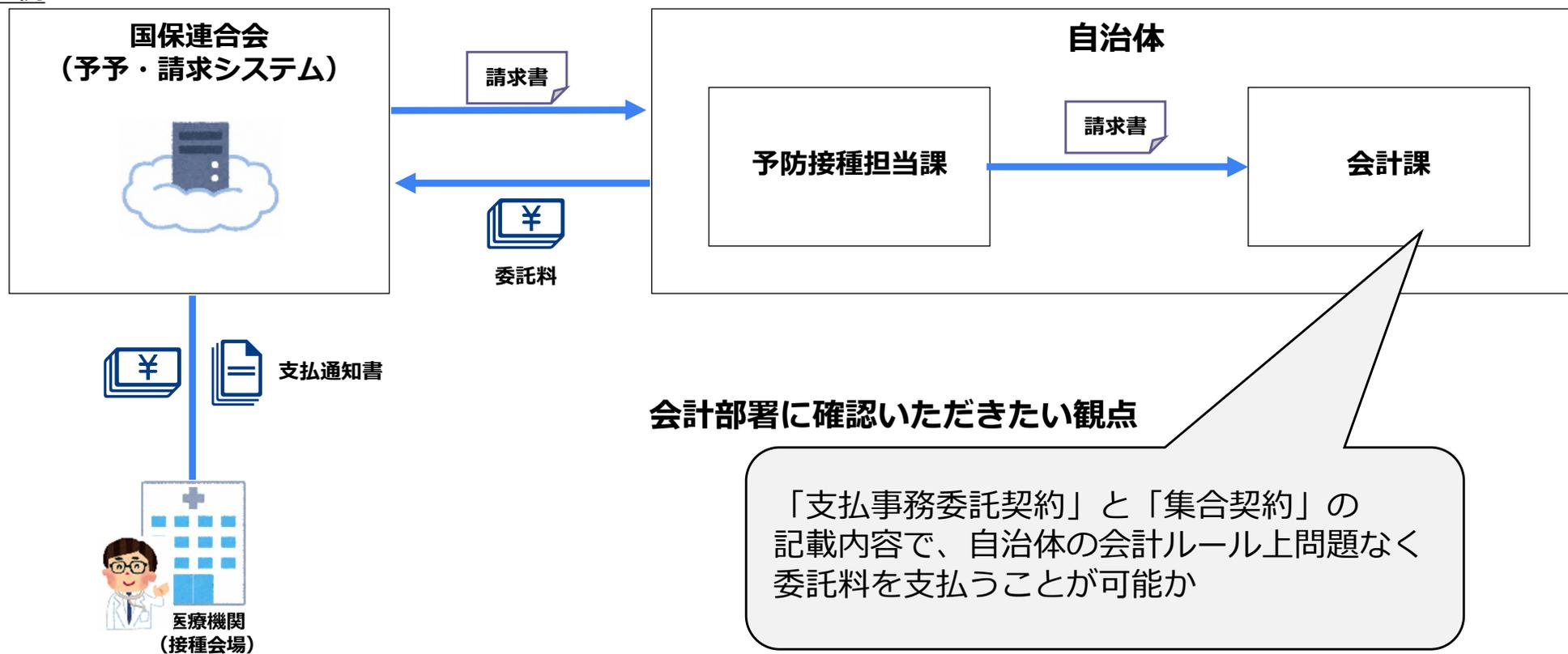
予防接種事務デジタル化において医療機関に登録いただきたい単価情報は以下のとおり。



諸規則の確認と改正要否の検討について

- 8月末を目途として、市区町村に締結いただく各種契約（集合契約書・支払委託契約書・事務委託契約書）の案を送付するので、内容を確認いただきたい。
- 確認観点の一つとして、集合契約及び支払委託契約の内容をもって、国保連合会に対して予防接種に係る委託料又は助成料の支払が可能かを、庁内の会計担当部署に確認いただきたいと考えている。また、会計の観点以外でも、各市区町村の諸規則との整合等を確認いただく必要があると考えており、確認いただきたい観点の詳細については、各種契約の案を送付させていただく際の事務連絡でお示しする予定。
- なお、契約書の内容は全国一律となるため、各自治体のデジタル化のタイミング如何にかかわらず、この確認作業をもって、各種契約の内容は確定させる予定であり、ご留意いただきたい。

確認観点の例

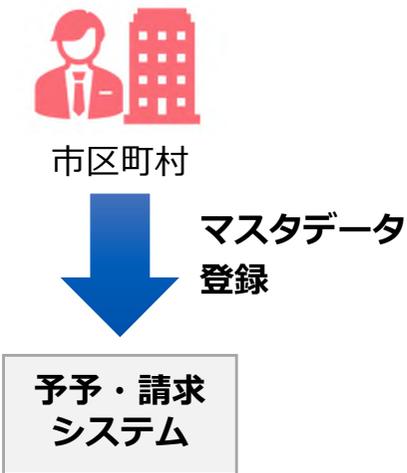


タスク # 11

予予・請求システムへのマスタデータ登録

予予・請求システムへのマスターデータ登録

自治体ごとに固有の設定が可能な項目に対して、自治体によるマスターデータを登録していただく。



マスターデータとして登録いただく情報（例）

- 自治体独自の勧奨ルール設定
(ワクチンごとの勧奨タイミングや通知文内容等)
- マイナポータル上に表示するURL情報
(予診票のトップ画面や予診票入力画面の関連情報として、住民が自治体の予防接種関連情報サイトにアクセスできるようにするために掲載するURL情報等)

マスターデータ登録画面イメージ

※開発中であり、今後の変更の可能性あり

予防接種設定管理

設定情報の登録

予防接種管理番号選択

登録する予防接種管理番号を選択してください。

予防接種管理番号 ※必須 例: 001010001: 四種混合 (DPT-I PV) 一期初回1回目

予防接種設定情報

期: 01 価: 01 ワクチン種別: 注射生ワクチン

接種回数: 01 法定区分: 任意接種

予防接種情報任意設定

任意で下記の情報を編集してください。

回数通称 ? ※必須 例: XXXXXXXX

性別 ※必須 例: 男女共通

接種間隔基準 (前回) 例: 1 年 例: 1 ヶ月 例: 10 日
例) 前回、接種を行ってから接種間隔を「1年1ヶ月10日」と設定する場合
 「1」年「1」ヶ月「10」日

接種間隔基準 (前々回) 例: 1 年 例: 1 ヶ月 例: 10 日
例) 前々回、接種を行ってから接種間隔を「1年1ヶ月10日」と設定する場合
 「1」年「1」ヶ月「10」日

助成期間

助成開始年齢 例: 0 歳 例: 9 ヶ月 例: 0 日

助成終了年齢 例: 1 歳 例: 0 ヶ月 例: 0 日

【マイナポータル】

予診票表示開始・終了日 例: 日付 (年齢) で設定

表示開始年齢 例: 11 歳 例: 9 ヶ月 例: 1 日

表示終了年齢 例: 12 歳 例: 9 ヶ月 例: 0 日

取扱開始日 ? ※必須 2025/4/1

取扱終了日 ? ※必須 2026/4/1

実施フラグ ※必須 例: 実施

登録

《事務連絡》 予防接種事務のデジタル化へのご質問について

本説明会の内容に係るご質問

以下の質問フォームにて質問を送信してください。

【質問フォーム】

<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1743985748MMDicHIC/index>

※中間締切（7月1日（火）15時まで）までにいただいたご質問のうち、重要かつ早期に回答をお示しする必要があるものについては、7月4日（金）の第3回説明会内で取り扱う予定です。

※質問については、第3回説明会分も含め、最終締切：7月11日（金）17時まで受け付け、後日全体に回答を共有させていただきます。

先行実施・デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課までメールでご連絡ください。

【連絡先】 yoboseshu@mhlw.go.jp

※上記質問フォーム閉鎖後の先行実施に係るご質問は、実施自治体宛ではなく厚労省予防接種課宛にお願いします。